平成２５年（フ）第２５４号
神戸市中央区元町通４丁目３番16号　坂口ポートハイツ202号
債務者　東川　恵子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳2116番地
債務者　小林　利子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１８号
福岡県直方市大字植木227番地２　ファンテージ21Ａ―203号
債務者　下高原　宰
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６２号
新潟市西区五十嵐中島３丁目13番14号　トマトハイツ102号
債務者　波照間明子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
新潟市中央区上所中１丁目２番12号　ニチレオＺ307号、前住所新潟県小千谷市片貝町5860番地１
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
三重県津市緑が丘２丁目３番地11、前住所三重県津市半田3438番地129　オーラム南が丘ガーデン103号室
債務者　栗田　良子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市東旭が丘４－２－１　はあとふる302、住民票上の住所三重県四日市市蔵町８番18号　７号棟
債務者　近藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地240
債務者　橋本　　望
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
三重県津市一志町波瀬5805番地
債務者　山下　俊信
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５号
三重県松阪市嬉野田村町507番地１、前住所三重県松阪市嬉野須賀領町142番地１
債務者　奥村　和志
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
三重県伊賀市四十九町1096番地の32
債務者　山﨑　法子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２２号
三重県伊賀市上野恵美須町1633番地　夕霧荘３号室
債務者　古賀美智子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県宝塚市仁川団地３番38―302号、前住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目33番地の61
債務者　玉井　利幸
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第７５号
兵庫県川西市久代１丁目23番３－９号105
債務者　鈴木　光治
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１００号
兵庫県伊丹市寺本４丁目64番地15―701号
債務者　福島喜美代
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８９号
兵庫県豊岡市正法寺470番地の27、前住所兵庫県豊岡市戸牧344番地の５
債務者　井垣　信夫
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
鳥取県米子市上福原３丁目２番55号
債務者　中田加寿恵
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部